

まつもとジュニア室内楽団

第1章 総則

(目的)

第1条 弦楽合奏を中心とした合奏を通じて、児童・青少年が音楽の素晴らしさに触れ、協調の精神と情操を養うことを目的とする。

(名称)

第2条 本団体は、まつもとジュニア室内楽団と称する。

(事務局)

第3条 まつもとジュニア室内楽団（以下「本楽団」という。）の事務局は、代表住所に置く。

(事業)

第4条 本楽団は、第1条の目的達成の為、次の事業を行う。

- (1) 毎月2回の定期練習
- (2) 定期演奏会
- (3) 市内文化事業への出演協力
- (4) その他の演奏活動

第2章 団員

第5条 本楽団は、弦楽器を演奏でき、団の趣旨に賛同する小学一年生以上大学生までの団員で構成する。

第6条 本楽団への入団を希望する者は、別に定める届出用紙に必要事項を記入の上、本部の承認を得なければならない。

第7条 未成年者については、保護者の承認をえなければならない。

第3章 経費

(運営費)

第8条 本楽団の運営費は、入団費、会費その他をもってこれに充てる。

(団費の納入)

第8条 団員は、入団費と会費を納入しなければならない。ただし、入団費は入団時に全額を、会費は、当月の最初の活動時に持参するものとする。

第9条

- ・入団費 3,000円
- ・会費 3,000円/月

※月の1度目の練習後に入団する者は、入団当月の会費を半額とする

- ・その他、本楽団の実施の事業の際に、臨時徴収を行う場合がある。

第10条 団員は、定期演奏会代を別途納入しなければならない。

第4章 練習

(練習日時)

第11条 本楽団の定期練習は、原則として第二、第四金曜日の午後6時から午後7時30分までとする。ただし、公演本番が近づいた時は、臨時に練習を行う場合がある。

(練習会場)

第12条 主たる練習会場は、あがたの森文化会館とする。

- 2 前項の練習会場を使用できない場合は、松本市音楽文化ホール練習室又を使用する。

第4章 退団、休団

(退団)

第13条 本楽団からの退団を希望する団員は、退団を希望する前月15日までに本部に連絡の上、承認を得なければならない。退団された場合、支払い済の会費は、連絡いただいた翌月分より返金する。

第14条 以下の各号に該当する者は、指揮者、楽器指導者、本部の協議の上、退団させることが出来るものとする。

- (1) 特別の理由がないにも関わらず、練習への参加が少なく、活動に熱意が認められない者
- (2) 特別の理由がないにも関わらず、会費を納入しない者
- (3) 協調性につけ、在団することが不適當であると認められる者

(休団)

第15条

1 団員は自らの意思により休団する場合は、本部へ理由と休団期間を連絡の上、承認を得なければならない。

2 休団の期間は1年以内とし、1年を超える場合は退団扱いとする。

3 団員は3か月以上の一定期間活動に参加しない場合には、休団扱いとする。連絡いただいた場合のみ、支払い済の会費は、翌月分より返金する。

第5章 組織

役員

第16条 当楽団は、次の役員を選任する。役員は、会員の中から選出され、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

会長 1名

副会長 1名

会計 2名

・運営委員 必要な人数

会議

第17条 当楽団は、次の会議を置くものとする。

総会

役員会

総会

第18条 通常、年1回総会を開催する。時期、場所、議題等については、役員会において決定する。

総会は、会員の3分の2をもって成立する。

総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

役員会

第19条 役員会は会長が招集し、議長は副会長とする。

役員会は、目的を達成するためやむを得ないと認められるときは、総会の権限に属する事項について審議し、議決することが出来る。

役員会は楽団の活動を把握し、第4条の目的が達せられるよう支援する。

議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第6章 会計

第20条 当楽団の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

当楽団は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運勢に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

第7章 楽団の解散・その他・細則

クラブの解散

第21条 当楽団は、次に掲げる事由により解散する。

1 総会の決議

2 目的とする事業の成功の不能

3 会員の欠亡

4 合併

5 破産

その他

第 22 条 この規約に定めない事項及び運営上必要な規則の変更及び追加・細則は総会又は役員会の決議により定める。

附則

(施工期日)

1 この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施工する。

まつもとジュニア室内楽団運営方針

令和6年12月

1 活動目標

弦楽合奏を中心とした合奏を通じて、音楽の素晴らしさに触れ、協調の精神と情操を養うことを目的とする。当面は、弦楽オーケストラとして活動し、音楽力、技術力、表現力を養う。将来は管楽器等も加えたオーケストラ編成とし、定期演奏会のほか小学校や老人福祉施設などへの訪問演奏を行うなど積極的に地域に根ざした活動を行うことを目標とする。

2 目指す生徒像

幅広い年齢が参加するジュニアオーケストラで、生徒同士が意見を出し合い、より良い演奏を目指す

3 育てたい力

音楽の魅力を知り、音楽を主体的に楽しむ力をつける
本番の成功の感動を仲間同士で味わえる人間関係を構築する

4 地域クラブ活動の活動内容

(1) 指導方針

アンサンブルを通して、音楽の素晴らしさや演奏技術の向上を目指す

(2) 指導者

指揮者 田子元気
楽器指導 太田麻衣

適切な休養日及び活動時間の設定

活動日：毎月第二及び第四金曜日 18：00～19：30
演奏会前は、練習日の追加あり

(3) 演奏会の実施

年2回ホールでの演奏会の実施、市内イベント時の演奏等

まつもとジュニア室内楽団 2025年度活動計画

月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
4月	4月11日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習
	4月25日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
5月	5月9日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習
	5月11日	日	14:00-15:00	松本市音楽文化ホール	演奏会
	5月23日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
6月	6月13日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習
	6月27日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
7月	7月11日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習
	7月25日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習

月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
8月	8月8日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習
	8月22日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
9月	9月12日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習
	9月26日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
10月	10月10日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習
	10月24日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
11月	11月14日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習
	11月15日	土	14:00-15:00	松本市音楽文化ホール	演奏会
	11月28日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習

月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
12月	12月12日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習
	12月26日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
1月	1月9日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習
	1月23日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
2月	2月13日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習
	2月27日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
3月	3月13日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習
	3月27日	金	18:00-19:30	あがたの森文化会館	練習